

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない求職者を対象とした第2のセーフティネットである求職者支援制度が23年10月からスタート
- 求職者支援制度では、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、対象者の早期就職を支援

<職業訓練の様子>



制度の概要

- 対象者：** 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し支援を受けようとする者
〈例〉雇用保険の受給終了者、雇用保険の適用がなかった者、学卒未就職者、自営廃業者等 など
- 求職者支援訓練：** 民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練を認定
〈訓練の種類〉 実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）
基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）
- 受講者に対する職業訓練受講給付金：** 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給
（月10万円+交通費（所定の額））
- 訓練実施機関に対する奨励金：** 実践コース訓練は受講者数に応じた額に加え、就職実績に応じた額を支給
基礎コース訓練は受講者数に応じた額を支給

ハローワークによる支援

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前における求職者への周知、意欲や適性を見極めた上での就職に結びつく訓練への誘導、訓練期間中から訓練修了後における就職支援などのサービスを、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、一貫して提供
- 訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練期間中から訓練修了後において、毎月1回の定期的な来所を求め、職業相談による支援と給付金の支給手続きをあわせて実施（必要に応じ担当者制で支援）

求職者支援訓練

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施（訓練期間：3～6か月）
※受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も実施
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた職業訓練実施計画に基づき、認定基準に適合した、就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定
- 実施機関：民間教育訓練機関等
※訓練の実施について奨励金を支給

職業訓練受講給付金

- **訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、訓練の受講を容易にするための給付金を支給**
 - ① **給付要件**：(1) 支援対象者の月の収入が8万円以下
(2) 世帯の月の収入が25万円以下
(3) 世帯の金融資産が300万円以下
(4) 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していない
(5) 訓練の全ての実施日に訓練を受講している
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合は、8割以上受講)
(6) 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいない
 - ② **給付額**：1月当たり 10万円＋交通費（通所経路に応じた所定の額）を支給
 - ③ **手続等**：月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して支給
 - ④ **適正な給付のための措置**：不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティ

事業主に対する支援

- 失業の予防、雇用機会の増大その他労働者の福祉の増進を図るために、雇用保険二事業により、雇用調整助成金の支給など、事業主に対する支援を実施
- これらの助成金の一部については、ハローワークが申請書受理などの窓口業務を実施

主な助成金（支給決定等は労働局で実施）

雇用調整助成金

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成

☆休業等実施計画届受理状況

○計画届受理事業所数（延べ）

0.06万件（19年度）→**9万件**（20年度）→**94万件**（21年度）→**79万件**（22年度）→**59万件**（23年度）→**38万件**（24年度）→**17万件**（25年度）

○対象者数（延べ）

1.3万人（19年度）→**529万人**（20年度）→**2,442万人**（21年度）→**1,351万人**（22年度）→**1,304万人**（23年度）→**773万人**（24年度）→**320万人**（25年度）



特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主等に対して、賃金相当額の一部を助成

☆特定求職者困難者雇用開発助成金（支給決定件数）

8.1万件（19年度）→**8.3万件**（20年度）→**9.2万件**（21年度）→**10.5万件**（22年度）→**12.4万件**（23年度）→**13.7万件**（24年度）→**15.8万件**（25年度）

☆高齢者雇用開発特別奨励金（支給決定件数）

1,424件（21年度）→**5,018件**（22年度）→**5,987件**（23年度）→**7,049件**（24年度）→**10,300件**（25年度）

トライアル雇用奨励金・障害者トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識等により安定的な就職が困難な求職者を一定期間試行雇用（原則3か月）する場合に奨励金を支給

☆トライアル雇用開始者数

6.8万件（21年度）→**8.5万件**（22年度）→**9.7万件**（23年度）→**4.9万件**（24年度）→**4.7万件**（25年度）

☆トライアル雇用終了者数

5.5万件（21年度）→**6.5万件**（22年度）→**7.7万件**（23年度）→**5.1万件**（24年度）→**3.5万件**（25年度）

地方公共団体との連携

○ 地方公共団体とハローワークが連携し、就労支援を実施

《連携の例》

- ・ ジョブカフェ事業〈国と都道府県〉 46都道府県
- ・ ふるさとハローワーク事業（市町村連携型）〈国と市町村〉 135か所
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業

○ さらに、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に行う「一体的実施」事業を推進中

《実施状況（26年10月1日現在）》

- ・ 事業開始 : 33道府県94市区町
- ・ 事業開始に向け準備中 : 13市区町

〈志木市(事例1)の一体的実施施設〉



事例1：志木市

市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障がい者に対する一体的支援を実施

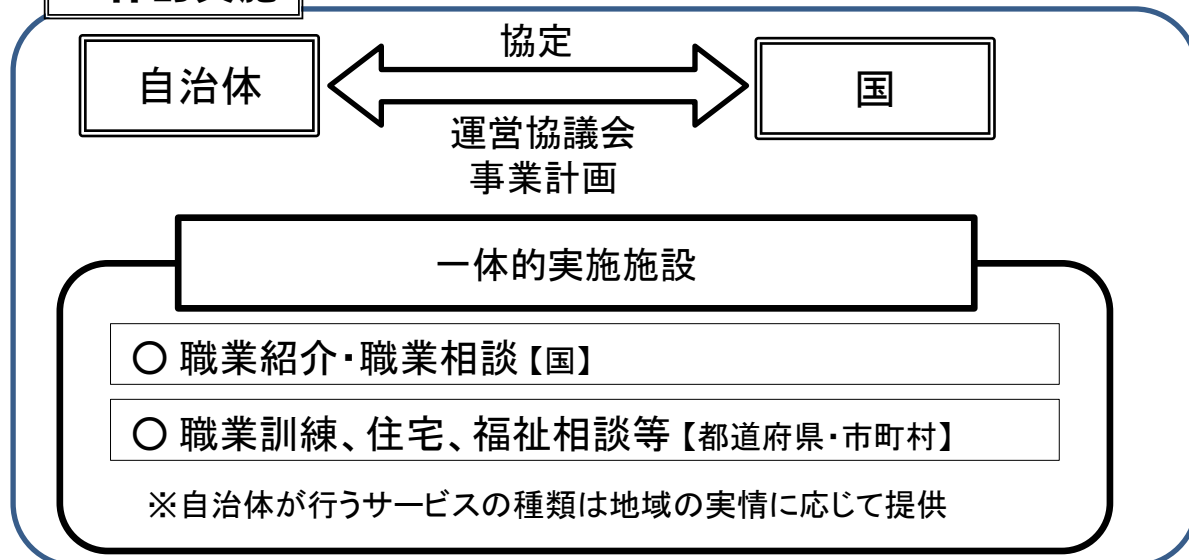
事例2：新宿区

区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施

事例3：青森県

国の「ハローワークヤングプラザ」と県の「ジョブカフェあおもり」等を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施
各施設が、事業の共同実施、窓口の一本化、情報の共有化を行い、若年者の就職支援の機能を強化

一体的実施



雇用問題が発生した場合の対応

緊急に対応すべき雇用対策について、ハローワークの全国ネットワークを活用して、全国一斉・即時の機動的な対応を実現

《具体例》

- **リーマンショックへの対応等**のため、**雇用調整助成金の支給の迅速化、要件緩和等**を行い、企業の雇用維持支援を実施（20年度以降随時。改正省令を同日施行するなど速やかに対応）
- **全国的に事業を展開している企業の倒産等の事案が発生**した場合に、離職者の発生時期・規模等について、国が速やかに各地域の実態を情報収集するとともに、地元の経営者団体等と連絡を取り、**全国の対象事業所内に「アシストハローワーク」（ハローワークの臨時庁外窓口）を設置**するなど、きめ細かな支援を実施
- **新卒応援ハローワーク**について、22年9月10日に経済対策の閣議決定、9月24日に予備費使用の閣議決定がなされたことを受け、同日から**全国47都道府県で一斉に設置し、支援を開始**
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の**大規模災害が発生**した場合には、**他の都道府県のハローワークから職員を派遣し、被災地のハローワークの体制を強化**